

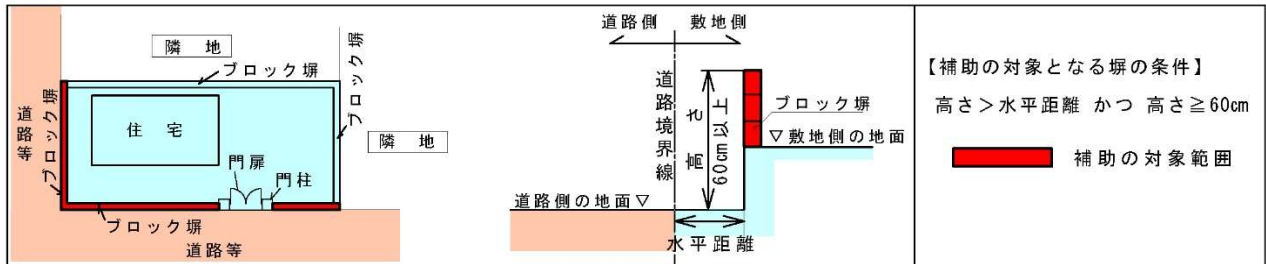
有田川町ブロック塀等撤去事業補助金のご案内

有田川町では、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減及び避難路等の確保を図るため、道路等に面したブロック塀等の撤去を実施する所有者等に対し、撤去費用の一部を補助する制度を実施しています。

- ・申請受付期間：別紙のとおり
※土日祝日除く午前8時30分～午後5時15分
※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。
- ・申請受付場所：有田川町役場吉備庁舎2階 建設課

1. 補助の対象となるブロック塀等（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ・道路等に面しているもので道路面からの高さが60センチメートル以上のもの
- ・ブロック塀等の高さが道路等の境界線までの水平距離より高いもの
- ・別紙「ブロック塀等点検表」において適合しない項目が1つ以上あること



※道路等…国、県、町が管理する道路（里道等を含む）、その他公衆の用に供する道路
・上記道路のうち住宅や事業所等から有田川町地域防災計画に定める避難所や避難地等へ至る経路が対象となります

※ブロック塀等…コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、土塀その他これらに類する塀（基礎を含む）

※鉄筋コンクリート造の塀、板塀、竹垣、フェンス等は対象になりません

2. 補助金の額

- ・道路等に面したブロック塀等の撤去に要する費用* または町が定める標準工事費のいずれか少ない額に 3分の2を乗じた額（上限10万円）

※ 門柱、門扉・フェンスや擁壁の撤去に要する費用、道路等に面していない塀の撤去費用等は補助金の対象となりません。

3. 補助対象者（以下の条件を満たす方で本町に納付すべき税等を滞納していない方）

(1) 補助の対象となるブロック塀等を所有する個人であって、ブロック塀を撤去される方

(2) 上記(1)の方から撤去工事について同意を得た以下の方

ブロック塀等の管理者、土地の所有者、親族関係にある方、当該地域の自治会又は自主防災組織

4. 補助対象工事（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ・道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を取り除く工事であること。ただし、一部を取り除く場合は道路面からの高さを60センチメートル未満にすること
- ・建築基準法第42条第2項に規定する道路（後退義務道路：有田振興局建設部建築グループで確認できます。）内のブロック塀等を撤去する場合はその全てを撤去すること
- ・有田川町に本店を置く事業者との請負契約に基づく工事であり関係法令を遵守していること
- ・この補助金の交付決定後に着手する工事であること
- ・補助対象ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する工事でないこと
- ・造成工事又は建物解体工事に伴う工事でないこと

5. 補助金交付の条件

- ・補助金の交付決定の通知を受けた日から90日以内に着手し、完成期日（別紙参照）までに工事を完了すること

詳しくは下記までお問い合わせください。

●相談・問い合わせ先●

有田川町役場吉備庁舎 建設課 都市整備班

電話 0737-52-2111（代表）

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで